

平成27年第10回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成27年8月24日（月） 午前9時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 木村 信悦、書記 石井 靖紀、清水 真
門間 淳子、池内 和人

- 6 付議された案件は、次のとおりである。

議案第62号 選挙人名簿の調製について（財産区）

議案第63号 投票管理者及びその職務代理者の選任について（財産区）

議案第64号 投票立会人の選任について（財産区）

議案第65号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について
（財産区）

議案第66号 期日前投票立会人の選任について（財産区）

議案第67号 選挙運動費用の支出制限額について（財産区）

午前8時58分開会

石井書記 おはようございます。それでは、平成27年第10回目になります三種町選挙管理委員会を開催致します。始めに、近藤委員長からご挨拶をお願い致します。

近藤委員長 どうもおはようございます。今日は、ここにおりましても涼しい風が入ってきておりまして、早いものであと1カ月もすれば稲刈りも始まります。田植えが終わったら、あっという間に稲刈りの季節を迎えまして、とても早いなあという感覚であります。そのような中で、本日は下岩川財産区議会議員一般選挙関連の議案でございますので、よろしくご審議の程お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

それでは、会議を進めさせていただきます。

本日の会議録署名委員の指名ということで、田村委員と川田委員にお願い致します。

近藤委員長 それでは、案件に入ります。

議案第62号「選挙人名簿の調製について」ということで、事務局から説明をお願いします。

清水書記 はい。議案第62号「選挙人名簿の調製について（財産区）」。

三種町下岩川財産区議会条例第6条の規定により、平成27年8月30日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙に用いる選挙人名簿を別冊のとおり調製する。

内容について、説明致します。

この度の下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙人名簿として、本日付けで調製致しました名簿をお手元に配付してございます。それについてご確認いただく前に、先に議案の方で名簿調製の内容について説明をさせていただきます。

先回もご説明致しましたが、下岩川財産区の議員選挙の選挙権につきましては、三種町の議会の議員の選挙権を有する者で、引き続き3カ月以上区の区域内に住所を有する者となっております。

また、選挙に用いる選挙人名簿につきましては、財産区議会条例の第6条で「三種町の議会の議員の選挙に用いる選挙人名簿中、区の区域を区域として調製した選挙人名簿」、つまり永久選挙人名簿の長面投票区と達子投票区の抄本を元に、これに選挙時登録を加味しまして、選挙人名簿を調製することになっております。

イメージと致しましては、直近の6月定時登録の選挙人名簿に、本日の基準日までに成人を迎えた者、転入して3カ月経過を迎えた者を登録致します。併せて、6月定時登録後本日までに死亡した者、転出して4カ月を経過した者を抹消し、本日付けの選挙人名簿を調製致します。

1番から順番にご説明致しますと、6月定時登録後、本日までに財産区の区域内で成人登録の対象者はございませんでした。次に2の転入登録でございます。財産区の区域に引き続き3カ月以

上住所を有する者。転入日では、今年の３月２日から年５月２４日までに財産区の区域に転入した者が対象となりますが、男２人、女１人、計３人の登録となっております。

次に、３は死亡抹消でございます、死亡届が今年６月２日から８月２３日までの者で、男３人、女２人、計５人となっております。また、４の転出抹消でございますが、三種町から転出して４カ月を経過した者のうち、財産区の区域内に住所を有していた者。転出日では、今年２月２日から４月２３日までの転出者でございます、男１人、女５人、計６人となっております。

それぞれの対象者につきましては、関連資料として名簿をお配りしておりますのでご確認をお願い致します。

２頁をお開き願います。

選挙人名簿登録者数の増減表ということで、直近の６月定時登録と本日の選挙時登録における登録者数の比較を表にしております。６月定時登録が長面６０４人、達子４７３人、計１，０７７人。本日の抹消が１１名、登録者数が３名ということで、これらを増減した本日の選挙時登録の登録者数が１，０６９人。比較で８人の減となっております。

最後に、選挙人名簿の方をご覧願います。

１頁から２８頁までが長面投票区。２９頁から４９頁までが達子投票区という順番になっております。本日調製の選挙人名簿は、ご覧のとおりでございますが、投票となった場合は、さらに抹消等を加えまして投票日当日使用することになりますので、よろしくお願い致します。

以上で、議案第６２号の説明を終わります。

近藤委員長　　只今説明ございましたが、名簿の方もご確認いただきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

（各委員、暫時選挙人名簿を確認）

（木村書記長、入室）

近藤委員長　　皆さん、ご確認いただきまして、何かご質問等ございませんか。

(「特にありません」の声あり。)

近藤委員長 それでは、議案第62号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議無し」の声あり。)

近藤委員長 異議無しとのことですので、議案第62号を原案どおり決定と致します。

近藤委員長 次に、議案第63号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」ということで、説明をお願いします。

清水書記 はい。3頁でございます。

議案第63号「投票管理者及びその職務代理者の選任について(財産区)」。

平成27年8月30日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のとおり選任する。

説明致します。

投票管理者及びその職務代理者につきましては、公職選挙法第37条の規定により、当該選挙の選挙権を有する者の中から選任するとなっておりますことから、ご本人の承諾を得まして、各投票区1名ずつ、ご覧のとおり選任したいとしております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(「ありません」の声あり。)

近藤委員長 無いとのことですが、議案第63号を原案どおり決定してよろしでしょうか。

(「異議無し」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第63号は原案どおり決定と致します。

近藤委員長 次に、議案第64号「投票立会人の選任について」。説明をお願いします。

清水書記

議案第 6 4 号「投票立会人の選任について（財産区）」。

平成 2 7 年 8 月 3 0 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における各投票区の投票立会人を次のとおり選任する。

説明致します。

投票立会人につきましては、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、2 人以上 5 人以下で選任するとなっております。このため、各投票区の選挙人の中から 2 名ずつ、記載の 4 名を選任したいとしております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長

はい。只今の説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

（「異議ありません」の声あり。）

近藤委員長

ご異議ないとのことですが、議案第 6 4 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり。）

近藤委員長

それでは、議案第 6 4 号を原案どおり決定致します。

近藤委員長

議案第 6 5 号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について」。事務局より説明をお願いします。

清水書記

はい。議案第 6 5 号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（財産区）」。

平成 2 7 年 8 月 3 0 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における期日前投票管理者及びその職務代理者を次のとおり選任する。

内容でございますが、財産区選挙におきましては、8 月 2 6 日から 8 月 2 9 日までの 4 日間、山本総合支所に期日前投票所を設置致します。その投票管理者につきましては、選挙権のある者の中から選任する必要がございますが、投票所が山本総合支所に設置されることと、執行経費の節減という観点から、投票管理者、職務代理者のいずれも町職員の中から選任してございますので、よろしくお願い致します。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

(「異議ありません」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いとのことですが、議案第 6 5 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第 6 5 号を原案どおり決定致します。

近藤委員長 議案第 6 6 号「期日前投票立会人の選任について」ということで、説明の方をお願いします。

清水書記 議案第 6 6 号「期日前投票立会人の選任について（財産区）」。

平成 2 7 年 8 月 3 0 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における期日前投票立会人を次のとおり選任する。

期日前投票におきましても、期間中、毎日 2 人ずつ投票立会人を置く必要がございます。立会人につきましても、執行経費節減のため、選挙権を有する町職員の中からご覧の 2 名を選任したいとしております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 はい。只今の説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

(「異議ありません」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いとのことですが、議案第 6 6 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第 6 6 号を原案どおり決定致します。

近藤委員長 議案第 6 7 号「選挙運動費用の支出制限額について」説明をお願いします。

清水書記 議案第 6 7 号「選挙運動費用の支出制限額について（財産区）」。

公職選挙法第 1 9 4 条及び同法施行令第 1 2 7 条の規定により、

平成 27 年 8 月 30 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における選挙運動費用の支出制限額を次のとおり定める。

内容について説明致します。

選挙運動費用につきましては、公職選挙法の規定により、一定の制限が設けられております。その額につきましては、当該選挙を管理する選挙管理委員会が公職選挙法に基づいて算定し、選挙期日の告示日にその額を告示することとなっております。

下岩川財産区議会議員一般選挙につきましては、記載のとおり、告示日における選挙人名簿登録者総数 1,069 人を議員定数 6 人で割った数に人数割として 1,120 円を乗じまして、これに固定額 90 万円を加えて算定することとなっております。従いまして、制限額は 1,099,600 円となります。なお、100 円未満は切上げとなります。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

近藤委員長 かなり高い金額となっておりますが、固定額 90 万円は、町議会議員と同じ額ですね。

清水書記 はい。同じ額となります。ただ、総額では、町議会議員の場合は町全体の選挙人名簿登録者数で算定されますので、80 万円程高くなると思います。

清水書記 万が一この支出制限額を超えて支出を行いまして、出納責任者が処罰された場合は、連座制で当選無効になります。

近藤委員長 他に何かございませんか。
(「特にありません」の声あり。)

近藤委員長 はい。ご質問等無ければ、議案第 67 号を原案どおり決定したいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。
(「異議ありません」の声あり。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第 67 号は原案どおり決定と致します。

近藤委員長　　予定の案件は以上ですが、「その他」としまして事務局の方から
お願いします。

清水書記　　はい。私の方から2点ほど説明させていただきます。

まず1点目と致しまして、資料は用意してございませんが、町
議会6月定例会の一般質問についてお話しさせていただきたいと
思います。

6月定例会の一般質問で、児玉議員さんの方から投票率アップ
の取組に関する質問がございました。

1つは、投票環境の改善、つまり「投票所の見直し」を検討で
きないかということでした。

これに対しましては、人口減少に伴って有権者数の減少が続い
ており、今後、投票事務従事者の確保も困難となる状況すら想定
されるため、なかなか難しい問題であるというふうな答弁をして
おります。

それから、2つ目としまして、最近、若者の投票率低下が全国
的に危惧されているということに触れられながら、三種町での選
挙啓発の取り組みについて質問がございましたので、現在の取組
内容について説明を行っております。

そうした上で、児玉議員さんの方から「投票率5ポイントアッ
プ」という目標を掲げて投票率アップに取り組んでみてはどうか
という提案がございました。

これにつきまして、私どもの方でまだ具体的な検討には入って
おりませんが、来年参議院選挙がありますので、児玉議員さんの
提案も踏まえまして、先進事例などを研究し、この後協議の場を
持ちたいと思っております。委員の皆さんからもアイデア等いた
だけたらと思っておりますので、よろしくお願い致します。

次に、8頁の方で今後の日程について、確認させていただき
たいと思います。

(以下、資料に基づき説明)

以上で、私からの説明を終わります。

近藤委員長 はい。一般質問の中で、投票率アップの取組について提案があったということです。今後、事務局の方で、参考資料などを用意していただいて、協議に入っていくことになるかと思いますが、現時点で、委員の皆さんにご意見等ございましたらお伺いしたいと思います。投票率については、各自治体で様々な取り組みを進めていながらも、全国的に下がる一方の状況ではありますが。

川田委員 選挙のたびに聞かれることは、投票所に行きにくいということです。それで、期日前投票に行く人が多くなっているということもあると思います。管理者や立会人、職員などが多すぎて、見られているようでちょっと、という声も聞かれます。適正な事務を行うためには、ある程度、監視的な役割も必要になってくるので、難しい問題だというふうには説明していますが。

色々な意見の中には、靴を脱いで入っていくのが面倒だという人もいました。

それから、投票所が統合されて、よその集落の投票所に行くのに抵抗があるという人もいます。以前は皆自分の集落の投票所で知っている人の中で投票できたのが、今は違うと。ただ、昔も投票所に行くということになると、やはり抵抗はあったと思います。

自分の集落に投票所があったときは、誰々が投票に行ったというようなこともわかるので、皆投票に行っているのに自分が行かないのはバツが悪いと、そういう気持ちもあったかと思います。

田村委員 現行は21カ所投票所ありますが、以前は何カ所あったのでしょうか。

門間書記 29カ所です。

清水書記 投票従事者の職員に関しましては、合併当時260人程度おりましたが、今は200人程度にまで減っております。実際、この職員数で29カ所の投票所を運営できるかというと、不可能だと思います。21の投票所でも、選挙によっては、ぎりぎりで運営している状況です。

投票環境を整えるということでは、投票所をある程度、地区ごとに配置できれば一番良いとは思いますが、様々な状況から難しいと思われます。ですが、川田委員さんおっしゃったように投票所に入って行きやすいようにという部分では、改善ができると思います。

川田委員 些細なことでいいと思いますので、出来ることはやってみたら良いと思います。

近藤委員長 投票所に行きづらいという意見は確かにあるとは思いますが、選挙管理委員会としては公職選挙法のルールに従ってやっていることであって、やはり選挙人の意識改革が必要なんだと思います。

加賀谷委員 期日前投票が伸びてきているんじゃないでしょうか。

清水書記 はい、そうです。

加賀谷委員 私も、この仕事を任されて、選挙に携わるようになった訳ですけども、それ以前は地元であっても投票に行きづらかったですからね。何か見られているような感じもありました。確かに、今の若い人たちからは「選挙に行ったって」というような声も聞かれます。私から「ちょっと行ってみたら」とか、「行きづらかったら改善センターの方に行ってみたらいいよ」というふうに話したことも何回もあります。

選挙に対する個人的な意識も大きいと思いますし、町の議会だとか自分に近い選挙であれば皆関心を持つのだと思います。衆議院とか参議院選挙であれば、「自分には関係ない」というような感じもありますからね。まして今、地域の中に若い人たちが少なくなっていることもあると思います。

近藤委員長 選挙運動も昔ほど活発でないということもありますね。人口も減ってきていますし。

いずれ、他の自治体の例なども参考にしながら、この後協議していきたいと思いますので、皆さんもよろしくお願い致します。

清水書記 すみません。1点補足でございますけども、同じく児玉議員さんの一般質問の中で、「年齢別の投票状況」データをホームページ

に掲載すべきではという内容の質問がございました。投票率アップに関連して言及された訳ですが、おそらく、選挙人にもっとデータを開示してはどうか、そういう意味合いも込めての発言と捉えております。

以前協議致しました会議録の公開につきましては、8月1日からホームページでの公開を開始しておりますが、選挙に関心を持っていただくためにも、開示できるデータは積極的に開示していく方向で検討していきたいと考えております。これにつきましては、準備が整い次第、協議させていただきます。

近藤委員長 この件については、なるべく添えるよう事務局で検討してみたいと思います。来年の参議院選挙から18歳に引き下げられますので、投票率も注目されてくると思います。大変な部分もあるかと思いますが、よろしくお願いします。

他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

近藤委員長 無ければ、今日の会議を閉じたいと思います。どうもご苦労さまでした。

午前9時54分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____